

大阪市立図書館ポスター広告枠等設置事業者募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称及び住所

大阪市立中央図書館 他 23 館（別表 1 のとおり）

(2) 利用時間

【中央図書館】

- ・月曜日～金曜日：午前 9 時 15 分～午後 8 時 30 分まで（第 1、第 3 木曜日を除く）
- ・土日曜日、祝休日：午前 9 時 15 分～午後 5 時まで
- ・休館日：第 1・3 木曜日（祝休日を除く）、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）、蔵書点検期間（年間 8 日程度）

【地域図書館】

- ・火曜日～金曜日：午前 10 時～午後 7 時まで（第 3 木曜日を除く）
- ・土日曜日、祝休日：午前 10 時～午後 5 時まで
- ・休館日：毎月曜日（祝休日は除く）、第 3 木曜日（祝休日を除く）
年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）、蔵書点検期間（年間 5 日程度）

(3) 年間入館者数

別表 3 のとおり。

2 募集内容及び条件

(1) 募集する広告の枚数・規格等

ア ポスター広告掲出用パネル

枚 数：全館合計 70 枚（中央：12 枚・地域：58 枚）内訳は別表 2 のとおり。

規格等：張付け型。サイズについては、各館とも別表 2 のとおり。（館内の装備と調和のとれ、色覚障がい配慮した色合いデザインにし、設置等については、安全に配慮すること。使用する材質については、環境に配慮した物で提案すること。）

イ 雑誌カバー用広告ステッカー（中央図書館のみ）

枚 数：284 枚

規格等：A 6 サイズ（縦 148～横 105 mm 程度）、ラミネート加工。

※但し、ア・イとも音や光を発する等図書館運営に支障をきたすものは設置できません。

※提示している数量は現時点での上限（最大可能数）です。これより少ない数量でも問題ありません。

(2) 設置場所

別表 2 のとおり。

(3) 広告期間

令和 8 年 12 月 16 日～令和 9 年 3 月 31 日、令和 9 年 4 月以降も継続して使用しようとする場合は、更新申請を行うことにより、同一内容、同一条件をもって年度ごとに更新することができます。更新期限は、当初許可開始日より 5 年間を超えない、令和 13 年 12 月 15 日

までとします。

(4) 広告の設置

ア 設置にあたっては、必ず事前に設置する大阪市立の各図書館と調整し、音を発する等、図書館業務に支障をきたさないようにしてください。

イ 据付面等を十分確認したうえで安全に設置してください。広告媒体が起因となるトラブル及び広告内容についての苦情などの対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

(5) 必要経費の負担

ア 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募者または設置予定事業者の負担となります。

イ 広告媒体の設置、撤去、保守経費など広告の運営にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(6) 応募者は、設置事業者決定後において、募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

(7) 広告の開始時及び広告内容に変更等がある場合は、その都度掲出する広告内容が分かるものを広告掲載の2週間前までに大阪市立中央図書館に提出し、事前に協議のうえ承認を得ること。

(8) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとする。

3 掲出できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条の各号及び大阪市教育委員会事務局等広告掲載要領第2条及び第3条の各号、大阪市広告掲載要綱第4条の各号のいずれかに該当するもの。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。

(3) 広告事業について、3年以上の実績を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

5 申込み方法等

(1) 申込みに必要な書類

ア 大阪市立図書館広告掲出申込書（様式1）

イ＜個人＞印鑑登録証明書

＜法人＞印鑑証明書

ウ＜個人＞住民票の写し

＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項

証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)

エ 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・建物))の未納の税額がないことの証明書、国税は納税証明書(その3)に限る。

※イ・ウ・エについては、発行後3か月以内の原本に限ります。

オ 会社概要等(様式自由)

＜個人＞創業日、事業内容、実績等がわかるもの

＜法人＞会社概要 会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの

カ 企画提案書(様式自由)

提案する企画内容等がわかるもの。(広告スポンサーの募集や掲載スケジュール、設置方法、広告枠等設置時のイメージ図等。広告内容、規格などの内容を満たすと判断出来るものを添付すること。その他、本事業を実施するにあたっての独自性や提案などについても記述する)

(2) 申込方法

ア 申込必要書類すべてを角形2号封筒に入れ、「ポスター広告枠等設置事業者募集・応募書類在中」と略さず朱書きし、簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で送付してください。電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。持参も可です。

イ 簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故について責任は負いません。料金不足の場合は受付できません。提出いただいた書類は返却しません。

(3) 申込受付期間

令和8年10月16日(金曜日)午後5時30分まで《必着》

※持参の場合は、土・日曜日、祝休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時30分までの間に持参ください。土曜日、日曜日、祝休日は受付を行いません。

(4) 申込送付(受付) 先

〒550-0014 大阪市西区北堀江4丁目3-2

大阪市立中央図書館 総務担当(担当:中村)

※持参の場合は、中央図書館西側通用口からエレベーターで4階総務担当まで

(5) 質疑書について

ア 受付期間 令和8年9月29日(火曜日)、午後5時30分まで

イ 提出方法 質問は電子メールにて受け付けます。質疑書(様式2)に質問内容・担当者氏名・電話番号・メールアドレスを必ず記載し、メールの件名を「ポスター広告枠等募集要項の質問」として、上記受付期間内に送信してください。質問書以外での質問は受け付けません。

ウ 送信先 <mailto:ua0039@city.osaka.lg.jp>

エ 回答予定日 令和8年10月5日(月曜日)中に大阪市ホームページに掲載します。
ただし質問が無い場合は掲載しません。

6 設置事業者の決定方法

申込受付終了後行います。最低募集価格以上の広告掲載料金を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を設置予定事業者として、提出された申込書について審査を行い、設置事業者を決定します。(最も高い広告掲載料金による申込みが複数ある場合には申込み順により決定します。)ただし、設置予定事業者からの広告が、掲載できない広告(「3 掲載できない広告」参照)に該当するなどの場合は、申込みは無効として、広告掲載料金で次点につけている者を繰り上げて順次設置予定事業者として審査を行います。審査の結果について

は、本市ホームページで公表します。

また、審査の結果、合理的な理由により設置事業者からの広告掲載希望の取り下げを認めた場合は、広告掲載料金で次点につけている者を繰り上げて設置予定事業者として審査を行います。

7 決定通知

申込者には、掲出（様式3）または非掲出（様式4）の決定通知が届きます。

8 設置事業者の手続き

- (1) 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、令和8年11月13日までに大阪市立図書館広告掲出許可申請書（様式5）により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は大阪市立図書館広告掲出申込書に記載された名義で行います。
- (2) 広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書により期日までに広告料金を納めていただきます。
- (3) 掲出する広告内容が分かるものを大阪市立中央図書館総務担当に提出していただき、事前に承認を得てください。

9 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10 その他

- (1) この仕様書に明記されていない細部の事項については、大阪市立中央図書館の指示に従うこと。
- (2) 「広告に関する一切の責任は設置事業者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- (3) 掲出物のトラブルや広告内容についての苦情等はすべて設置事業者の責とし迅速に対応すること。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。
- (5) パネルは、地震等により転倒および落下しないよう壁面にしっかりと固定すること。
- (6) 設置場所については、協議の上変更することがあります。

11 問合せ先

大阪市西区北堀江4-3-2

大阪市立中央図書館総務担当

電話：06-6539-3316